

学修計画書による学習意欲の確認について

「学修計画書」により、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋授業料免除）の申請者の学修意欲を確認します。新制度の申請者は以下により別紙「学修計画書」を作成し、提出すること。

★学修計画書の評価項目は以下のとおり。

申請のあった学生が、将来、社会で自立し及び活躍する目標を持って大学における学修意欲を有しているか。具体的には、以下の項目により確認する。

① 学修の目的（将来の展望を含む。）

- ・学修の目的が明確に述べられているか
- ・学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 学修の計画

- ・上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自身の言葉で述べられているか

③ 学修継続の意志

- ・卒業まで学修を全うとしようとする意志があるか
- ・しっかりと学ぼうとする意欲があるか
- ・その他、学修の意欲が十分にあると認められるか

（参考）修学支援新制度の学業成績・学修意欲基準

（新1年生）

次のアからエのいずれかに該当すること。

- ア 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ 学修計画書を求め、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

（新編入学生・2年生以上）

- ア 在学する大学等における学業成績について、G P A（平均成績）等が上位2分の1以上であること
- イ 次の（A）及び（B）のいずれにも該当すること
 - （A）修得単位数が標準単位数※以上であること
 - ※ 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数
 - （B）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ただし、上記ア又はイに該当する場合であっても、次の1～3のいずれかに該当する場合は、支援の対象とならない。

1. 修業年限で卒業又は終了できないことが確定したこと。
2. 取得した単位数の合計が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められること。

